

第1班

第8回 懇談会（平成17年12月12日（月））

沼田先生、大島、片山、木戸（司会）、鈴木、高桑（発表）、若井

コミュニティ

練馬のコミュニティの現状特性

石神井、練馬、光が丘などで地域コミュニティの特性が異なる。

江戸時代からの5名に由来する氏子が残っている地域もある。地域性を大切にすることがある。

児童が増加しているのは、中村、大泉のみ。

一人ひとりの生活によって属するコミュニティが異なる。

区内だけでは解決できない課題もある。

ゆるい形で区共通の考え方やルールを定めては。

分野によって多様なコミュニティを形成すべき。

隣接区と連携したコミュニティが考えられないか。

声かけ活動
・防犯やコミュニティづくりに役立つ。

商店街はコミュニティの母体だった。コンビニにはない。

協働（参加）しない自由

・参加して欲しいが強制はしない。
・懐の深さが必要

協働

区民と行政
区民と区民
行政と行政
の協働を検討すべき。

ふるさと文化館
・練馬の歴史や文化を伝える施設

協働の場の提供が重要

協働の仕組みを区がつくるべき
・住民からの意見を反映するなど。

政策提案や新しい練馬づくりの仕組み

68万人の力や知恵を結集できる仕組みが重要

練馬区の独自性ある政策や事業を打ち出す。

下請けではなく住民満足度を高める協働が必要

生産性のある協働が必要
コラボレーションを育む
練馬のアイデンティティを培う視点からの協働が必要

現状・特性

意見・提案

第2班

第8回 懇談会（平成17年12月12日（月））

小原先生、大阿久、河本、長谷川（司会）、古谷、村上（発表）、山浦

協働とコミュニティの並列はおかしい

コミュニティ
〔NPOなど=目的別
自治会など=地域別〕
<企業>との協働もある

協働の意味とは？

コミュニティ活動を通じての協働

政策を区が一方的に決めるのはどうか？

住民の連帯感を醸成する

政策形成の段階から協働が必要

↑ 問題点

協働すると、区の行政サービスが落ちるといふ恐れもある

防犯・防災など地域の役割がある

国・都から自治権が区へ移行

区長が協働に関してスローガン打ち出している

協働の例

防災・防犯・環境づくりの面では協働の取組が見られる

民間委託につながる恐れ

区の事務事業の削減

人件費節約のために使われてしまう恐れ（下請け）

協働 誰と誰が？

- (1) 町会、自治会（ボランティア活動）
- (2) NPO
- (3) 一般企業
3極体制

日常的な範囲で協働を考えると
区民、小学校区（PTA）、町会、自治会など

区との協働が成り立つには、住民の自助努力が必要

議員とのコミュニケーションが必要

議会と区民との協働も論点

協働
・区と区民
・区民と区民

コミュニティとやる部分だけでない

協働の体制はまだできていない

基本はコミュニティ 自治会、町会など。

ご近所仲良く全員参加の町会活動

コミュニティ活動と政治活動は区別

町会の組織力 34% (?)
パワーアップを！
（重複地区の解消と空白地区の消去を）

積極的な町会と消極的な町会がある
地域でアンバランスが出る

町会・自治会では、一人の人に仕事が集中しがち（問題点）

コミュニティの支援・育成
↓
行政の責任

↑ どう改善していくか？

自分のまちは自分で守るという意識が重要

個人に興味をもってもらうためには？

住民が主体性を持つことが大切（必然性が大切）

活動に関心をもってもらう
魅力ある町会、自治会にする

地域で相談できる必要がある

自治会、町会での取り組み事例

安全・安心課から花の鉢を300鉢もらった。
（警察からの提案）
水をあげるときに近所の確認
空き巣の被害
12件 0件へ

例）町会連合会と区長懇談会をやっている。

賃貸のお年寄りに情報提供

団地内の清掃実施
植栽プランター作成

防犯ポスターを自主的に自治会で協力して掲示（行政からのお願いでない）

光が丘団地内では情報共有（お年寄りとのランチパーティなど）

パトロールカーを借用して町会を回る

NPOとの協働

課題解決は、少数派には難しい

団体間のつながりをつくるのが難しい

町内会、NPOとの協働も必要

区との対等の立場に立つことが必要

第3班

第8回 懇談会（平成17年12月12日（月））

野口先生、熊沢（司会）、関根（発表）、高橋、西村、矢崎

官と民の役割明確化

自治基本条例にどんな「協働」を盛り込むべきか？

実態としての「協働」

協働を求めていくのは行政？

他区はさらっと流しているが、それもひとつの手だと思う。

「対等・協力」（杉並）はあり得るのか？
もともと区は区民のしもべでは？

協働（両方のベクトル）
民のサポートとしての協働
官の下請け的な協働がある

行政 民に願う
民 行政に頼る



官でしかできないことを官でやっていくべきだ。

「協働」を無理に定義づけなくても良いのでは。

光が丘の場合の問題・・・
ゴミ、放置自転車、治安

心の優しい方だけ苦労するというのはおかしいので、そうならないような内容を組み込むべき。

業者の安受けが協働なのか。
職員と一緒にプロジェクトをやるのが協働か、つかみきれない。

区民の参画



団体でなければ協働できない？

自治基本条例は
・団体単位？
・個人単位？

個人でやっている
・・・ボランティア
団体でやっている
・・・協働

自治基本条例は協働推進か？

行政の要求であっても、蹴とばすものは蹴とばす。条例に歯止めは不要

柔軟に解決させるために

基本条例の改定手順をきちんと入れるべき。

自治基本条例は、議会だけでなく住民の投票を経て決めるという手もある。

協働の推進
協働をはねのける必要がある場合もあるかもしれない。

ストップをかける必要もあるのでは？
お互いが気持ち良くいれる関係を保障するものであるべき。